

## 【特定指定地域(大阪府A)】法人タクシーの登録手続一覧表

(  色付の項目の書類は、会社でそろえるもの)

種別		提出(提示)書類							手数料	
1)はじめて登録するとき		運転免許証	申請用写真	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	合格証の写し	講習修了証の 写し	住民票の写し ※2	4,000円
2)登録の取消し処分後に再び登録 するとき		運転免許証	申請用写真	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	運転経歴書 (第三号様式) ※4	講習修了証の 写し	住民票の写し ※2	4,000円
【(6)②と同様の「運転者証」の返納の手続きが終了していない場合は、登録できません。】										
3)運転免許の停止(40日以上)及 び運転免許証の失効により登録 が削除され再び登録するとき		運転免許証	申請用写真	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	運転経歴書 (第三号様式) ※4	—	住民票の写し ※2	4,000円
【(6)の手続きが終了していない場合は、登録できません。】										
4)運転免許証を更新したとき		(更新済み) 運転免許証	申請用写真	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂 正・再交付申 請書 (第十号様式)	—	—	—	1,300円
5)事業者が変わったとき (大阪特定指定地域内に限る。)		—	申請用写真	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	旧事業者から運転者証が返納 されていることが必要		2,000円
6)運転免許の失 効又は停止処 分を受けたとき *再登録時は (2)を参照	①全ての場合に 必要	* 運転免許の停止に係るものは処分通知書 又はその写し			登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で届出が7日以上遅れ ている場合は、届出遅れの本人の理由書				
	②失効及び40 日以上免除 の場合は①に 加えて必要	—	運転者証	運転者証返納 届出書 (社印必要)	運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で運転者証の返納が7 日以上遅れている場合は、返納遅れの事業者の理由書					
7)運転者証を紛失したとき		運転免許証	申請用写真	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂 正・再交付申 請書 (第十号様式)	てん末書(その事実を証する書面)			2,000円
8)住所が変わったとき		—	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	—	—	—	住民票の写し ※2	—	
9)氏名が変わったとき		(氏名変更済) 運転免許証	申請用写真	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂 正・再交付申 請書 (第十号様式)	—	住民票の写し ※2	1,300円	
10)運転者証を損じたり、汚したとき		運転免許証	申請用写真	(損じ、汚した) 運転者証	—	運転者証訂 正・再交付申 請書 (第十号様式)	—	—	2,000円	
11)運転免許の種 類や番号が変 わったとき	①有効期限が変 わったとき	(新規変更済) 運転免許証	申請用写真	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂 正・再交付申 請書 (第十号様式)	—	—	1,300円	
	②有効期限が変 わらないとき	(新規変更済) 運転免許証	—	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	—	—	—	—	
12)原簿の謄本交付(閲覧)を請求す るとき		—	—	謄本交付(閲覧)請求書 (第七号様式)		—	—	—	450円	
13)業務経歴証明書を請求するとき		運転免許証	—	登録運転者業務経歴証明書 交付申請書 (第十号様式の二)		—	—	—	450円	
注 意 事 項	<p>※1. 上記の(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)の場合は、直ちに(7日以内)必要書類を提出し、手続きをしなければなりません。</p> <p>※2. 住民票の写しは、取得後3か月以内のものでコピーは不可 ○住民票の写しとは……市役所等で交付された本通</p> <p>※3. 写真は、6か月以内に写した縦6センチ横4センチ角、無帽、無背景の顔写真(顔の大きさが3.6センチ以上)で、裏面に氏名、撮影年月日を記載してくださ い。</p> <p>※4. 上記の運転経歴書の経歴は「申請前2年以内に90日以上乗務日数(暦日数ではありません。)」が必要です。(90日以上経歴が取れない場合は、有効な合 格証)</p> <p>※5. 事業者は、運転者が退職又は行政処分(運転免許の40日以上停止及び失効含む)を受けたとき、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を返納届とともに、直ちに(7日以内)返納しなければなりません。</p> <p>※6. 登録に関するお問合せは、登録課(TEL06-6933-5615)をお願いします。</p>									